

令和6年（行ウ）第1号 決定処分に係る執行停止処分の取消請求事件  
 原告 宮部龍彦  
 被告 新潟県

## 準備書面 (2)

令和6年7月17日

新潟地方裁判所第二民事部合議係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	鶴	巻	克	恕
同	弁護士	鶴	巻	浩	憲
同	弁護士	秦		慶	子



令和6年6月17日付原告準備書面1における原告の主張に対しては、全面的に争う考えであるが、本準備書面においては、特に反論が必要と認められる範囲に限り、以下のとおり主張する。

### 第1 本件執行停止の処分性に関する原告主張に対する反論

1 原告は、「本件執行停止処分は、行審法の定める審査手続きに付随するものではなく、行審法の審査手続きの対象そのものである行政文書の部分公開決定処分を無効化するものである。また、実質的に原告の情報公開請求権に直接影響を与える行為であり、直接国民の権利を形成しまたはその範囲を確定している」と主張する（原告準備書面1の1頁下から4行目～同頁下から2行目）。

しかし、本件執行停止は、審査手続において、裁決による終局判断までの間、行政文書の部分公開の「執行」を、一時的に停止する効力を有する暫定的かつ付随的措置に過ぎず、直接原告の情報公開請求権を形成しまたはその範囲を確定する効力を有するものではない。

2 原告は「仮に行審法による執行停止が取消しの訴えの対象にならないのであれば、執行機関は行審法の執行停止の権限を利用することで、処分を事実上無効化できることになり、被告の解釈は不合理であ

る。」と主張する（原告準備書面1の2頁下から5行目～同頁下から3行目）。

しかし、前記のとおり、本件執行停止は、審査手続において、裁決による終局判断までの間、行政文書の部分公開の「執行」を、一時的に停止する効力を有する暫定的かつ付随的措置に過ぎず、「部分公開決定処分を無効化する」ものではない。

そもそも、執行停止とは、処分庁の処分の全部又は一部の執行等を停止する措置であるところ、処分を行った当事者たる処分庁が、執行停止を恣意的に運用し、原処分を「事実上無効化」するなどという原告が懸念するような事態の発生はおよそ考え難い。

- 3 原告は、「審査請求における書類等閲覧について処分性を否定した東京地判昭和41年7月19日判時458号30頁は、文字通り審査請求の手続内で完結する行為について処分性を否定したものであって、本件執行停止とは性質が異なる。」と主張する（原告準備書面1の2頁下から2行目～3頁2行目）。

原告の言う「手続内で完結する行為」の意味は必ずしも明らかでないが、執行停止も、審査請求手続に付随して裁決に至る過程において審査庁が判断するという点で、書類等閲覧と何ら異なるところはない。

- 4 原告は、「本件執行停止処分は行政庁の積極的行為であるし、原告の情報公開請求権により直接的に影響を及ぼしているのであるから、なおのこと行政処分に当たる。」と主張する（原告準備書面1の3頁13～15行目）。

しかし、繰り返しになるが、本件執行停止は、審査手続において、裁決による終局判断までの間、行政文書の部分公開の「執行」を、一時的に停止する効力を有する暫定的かつ付随的措置に過ぎず、直接原告の情報公開請求権を形成しまたはその範囲を確定する効力を有するものではない。

原告が原告準備書面1の3頁6～12行目で引用する東京地裁平成28年11月29日判タ1445号189頁の判示部分は、「執行不停止」の場合に限定して言及したものであって、「執行停止」の場合は同判旨の射程外と言うべきである。

## 第2 行審法 25 条各項の要件に関する原告主張に対する反論

### 1 行審法 25 条 2 項の要件充足について

原告は、「本件については既に審査請求から1年が経過しようとしているところであり、不当に長く原告の情報公開請求権が侵害されていることにより、既に回復不可能な損害が原告に生じ始めている。」と主張する（原告準備書面1の4頁9～11行目）。

しかし、本件においては、同一の処分（本件原処分）について、本件原処分の名宛人である原告と、本件原処分について利害関係を有する第三者の双方から審査請求があったことから、原告、第三者、及び処分庁の三者対立構造となり、さらに、原告からは、第三者の審査請求手続への参加申立てがなされるなど、複数の手続について、中立・公平性に配慮しながら、同時並行で手続を進めていく必要があったものであり、本件の事案の特殊性にも鑑みれば、1年という期間経過は決して「不当に長い」とは言えない。

また、原告は「既に回復不可能な損害が原告に生じ始めている」と述べるが、いかなる「回復不可能な損害」が生じているというのか、何ら具体的な主張はない。

被告準備書面(1)で述べたとおり、本件においては、本件原処分において公開対象とされた情報の公開が、裁決がなされるまでの間暫定的に停止されてはいるが、仮に、裁決の結果、本件原処分が維持されれば、原告は、裁決後に本件原処分の執行によって当該情報を取得することが可能となるのであるから、本件執行停止によって原告に「回復不可能な損害」が生ずることはない。また、反対に、裁決の結果、本件原処分が取り消された場合には、原告は、同裁決によって非公開情報に該当するものとされた情報を取得できないことになるが、当該裁決の違法については取消訴訟において争い得るため、この場合においても、やはり原告に「回復不可能な損害」が生ずることはない。

### 2 行審法 25 条 6 項の要件充足について

原告は、「本件原処分の執行により審査請求人の保護されるべき利益が侵害されることはない」と主張するが（原告準備書面1の4頁下から5～同頁下から3行目）、ここに言う「審査請求人」が原告と第三者のどちらを指すのか不明である。

仮に、ここに言う「審査請求人」が第三者を指すとしても、なぜ本件原処分の執行によって第三者の保護すべき利益を侵害することにならないのか、何ら具体的な主張はない。

また、原告は、被告が準備書面(1)第3の3で述べた本件事案の特殊性は、本件とは全く無関係であり、また、「事実」ではなく「風評」であるなどと主張するが、いずれも客観的かつ合理的な根拠に基づき「事実」を記載したものである。

かかる事実関係を前提とした場合に、仮に執行停止を行わず、審査請求人が公開されるべきでないとして主張する情報を公開対象に含めて本件原処分を執行した場合には、審査請求人に重大な損害が生じるおそれがあり、また、本件原処分の執行前にその予防措置を講ずる必要があることについては、準備書面(1)第3の3記載のとおりである。

以上